

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査の結果及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年6月8日

沖縄県監査委員 太 田 守 胤

沖縄県監査委員 鈴木啓子
 沖縄県監査委員 兼 城賢次
 沖縄県監査委員 糸 洲 朝 則

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置
 (平成17年度監査結果報告分)

1 公益法人の業務の監督が不十分なもの

- (1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成19年1月と2月に当該公益法人の検査を実施した。今後は公益法人検査要領に基づき、適切に検査を実施する。

(知事公室防災危機管理課)

2 県税収納率の向上に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.3ポイント上回っているが、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成17年度	92,545,180,672円	87,932,500,351円	351,655,787円	4,269,082,692円	95.0%
平成16年度	91,790,255,599円	86,890,367,431円	456,241,319円	4,446,544,167円	94.7%
対前年度比	100.8%	101.2%	77.1%	96.0%	

- (2) 講じた改善措置の概要 個人県民税については、各県税事務所ごとに市町村との連携強化による徴収対策を図る目的で設立された各地区個人県民税徴収対策協議会を活用し、市町村との共同催告(5市6町9村)、共同滞納整理(1市1町)及び地方税法第48条に基づく、県による直接徴収(2市1町1村)を実施した。

自動車税については、滞納整理強化月間を早期に実施して、滞納処分 of 早期着手を図った。

(総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

3 県税の滞納処分を強化する必要があるもの

- (1) 指摘の内容 個人県民税及び自動車税の不納欠損処分は、地方税法第18条(5年時効)に基づくものが大半を占めている。これらの滞納整理状況をみると、納税交渉や債務者の生活、財産状態等の把握が不十分なケースが多数見受けられた。

滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じた適正、適切な措置を強化する必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 滞納事案は、時の経過とともに、徴収及び実態把握が困難となることから、月間を設け、滞納整理の早期着手に努め、納税者の実情の把握や財産調査を行い、滞納整理の徹底を図った。

(総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課)

4 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	59,599,845円	7.5%	9.0%

- (2) 講じた改善措置の概要 収入未済額の圧縮を図るため、滞納者に対して督促状の発送や戸別訪問による催告、また、連帯保証人への電話による催告等を実施している。

特に、新規滞納者については、累積しないよう重点的に早期の徴収督促に努めている。

(総務部管財課)

5 調定事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 農業生産物売り払い収入において、平成16年度分の収入として調定すべき1,419,537円を、平成17年度分の収入として調定し、所属年度を誤ったものがあつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、調定の時期を逸することなく、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

(企画部農業研究センター)

6 設計変更等が適切でなかつたもの

- (1) 指摘の内容 随意契約により実施した荷川取漁港舗装工事において、別途発注すべきであつた工事箇所を追加したため、当初契約額より大幅な増額となつてゐた。
- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、当初計画時点で十分な調査を行い適切な予算執行に努める。

(宮古支庁農林水産整備課)

7 事業計画等が適切でなかつたもの

- (1) 指摘の内容 随意契約により実施した塩川仲筋線外1路線道路維持管理業務委託において、現場確認等の事前調査が不十分であつたため、当初契約額より大幅な増額となつてゐた。
- (2) 講じた改善措置の概要 設計の際には事前調査を十分に行い、適切な事業計画及び適正な予算執行計画に努める。

(宮古支庁土木建築課)

8 支出負担行為の整理が遅れてゐたもの

- (1) 指摘の内容 沖縄海岸国定公園の公園区域及び公園計画の変更にかかる調査委託の執行に当たつて、契約を締結するときに支出負担行為の整理をすべきであつたが、著しく遅れてゐた。
- (2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の整理については、平成18年度からは関係規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っている。

(文化環境部自然保護課)

9 消防用設備の定期点検が実施されてゐなかつたもの

- (1) 指摘の内容 消防法で義務付けられている消防用設備の定期点検を実施すべきであつたが、平成17年度は実施されてゐなかつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成18年度においては、夏季休業中の平成18年8月に総合点検を、冬季休業中の平成18年12月に機器点検を実施した。今後も消防法に基づき、適正に管理する。

(文化環境部県立芸術大学)

10 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりであつた。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	295,975,085円	42.8%	2.5%

- (2) 講じた改善措置の概要 「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」に基づき、滞納状況に応じた個別的な償還活動を推進することにより、収入未済の発生防止に努めている。債権管理の徹底と償還率の向上のため、平成18年度において貸付償還事務システムの開発をした。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

11 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりであつた。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
心身障害者扶養共済事業負担金	15,945,480円	40.8%	0.7%

- (2) 講じた改善措置の概要 引き続き、新たな収入未済の発生を防ぐため、2ヶ月掛金の納付がない加入者に対し督促状を送付し、また、1年以上納付がない者に対しては加入意思を確認するなど新たな収入

未済の発生防止に努めている。

また、制度に20年以上加入し、新たな掛金の納付を要しない掛金免除者に対しても、過去の未払い分について納付計画書を提出するよう指導を行っている。

(福祉保健部障害保健福祉課)

12 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容 敷地の一部で境界標が設置されておらず、境界が明確でなかった。境界を確定し、適正な財産管理に努める必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 境界標及びフェンス等の設置について平成19年度予算に計上している。

(福祉保健部コザ児童相談所)

13 公益法人の業務の監督が不十分なもの

(1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 平成19年3月に当該公益法人の検査を実施した。今後は公益法人検査要領に基づき、適切に検査を実施する。

(福祉保健部障害保健福祉課)

14 公益法人の業務の監督が不十分なもの

(1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 平成18年12月に当該公益法人の検査を実施した。今後は公益法人検査要領に基づき、適切に検査を実施する。

(福祉保健部高齢者福祉介護課)

15 公益法人の業務の監督が不十分なもの

(1) 指摘の内容 知事の所管に属する民法第34条に規定する法人(公益法人)については、所管課は原則として3年に1回業務及び財産の状況の検査を実施しなければならないが、これまで同検査を実施していなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 平成18年12月に当該公益法人の検査を実施した。今後は公益法人検査要領に基づき、適切に検査を実施する。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

16 徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
施設使用料	11,022,252円	7.1%	18.9%

(2) 講じた改善措置の概要 収入未済額の解消を図るため、滞納整理事務処理要領に基づき、滞納者の所在や経営状況の把握に努めるとともに、電話・面談による督促や納付指導を実施したほか、支払計画書・納付誓約書を提出するよう指導を行うなど、債権の回収を強化した。

17 調定事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容 土地貸付料の収入において、契約締結時に収入調定すべきであったが著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 平成18年度の調定事務については、土地賃貸借契約を4月1日に締結し、速やかに調定した。

(観光商工部雇用労政課)

18 支出負担行為の整理が遅れていたもの

(1) 指摘の内容 平成17年度沖縄県伝統的工芸品産業産地補助金(後継者育成事業)の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の整理については、平成18年度からは関係規則等の周知を図り、

適正な事務処理を行っている。

(観光商工部商工振興課)

19 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が前年度より減少しているが、多額にのぼるものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	856,944,284円	16.0%	△1.5%

- (2) 講じた改善措置の概要 長期滞納未然防止のため、短期滞納者に対する督促強化を図るとともに、家賃早期納入を求めるポスター、滞納防止を呼びかけるチラシ等の配布を行った。

また明け渡し訴訟の提起についても継続実施し、平成18年度は98件の提訴を行った。

(土木建築部住宅課)

20 補助金の執行について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 沖縄県空港保安施設設置事業等補助金の執行に当たって、数団体への交付事務をまとめて行ったため、交付決定の時期が著しく遅れていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成18年度は、平成18年9月20日付の交付申請について、平成18年11月20日付で交付決定した。今後の補助金交付決定については、関係規則等を遵守し適正な事務処理を実施する。

(土木建築部空港課)

21 委託費の積算が過大となっていたもの

- (1) 指摘の内容 下地島空港消防及び設備点検業務委託契約(契約金額137,182,000円)の予定価格の積算において、消防車のリース料等に係る消費税相当額を二重に計上したため、2,434,029円が過大積算となっていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 設計精査担当による設計審査業務の一元管理を実施し、第一段階及び第二段階の精査においても設計精査担当、主幹及び所長の決裁を受けることにし、それぞれのチェック機能が働くようにした。

(土木建築部下地島空港管理事務所)

22 工事請負契約後、長期にわたり工事着手されていなかったもの

- (1) 指摘の内容 伊芸地内導水管保護工事(海岸護岸設置工事)について、平成17年12月28日に工事請負契約を締結しているが、沖縄県漁業調整規則に基づく漁場内の岩礁破砕等の許可手続きの遅れにより、監査日(平成18年5月18日)現在、工事着手されていなかった。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成18年6月関係漁業協同組合総会で岩礁破砕等に係る同意及び平成18年8月同許可を受けて工事を再開したが、請負業者の経営不振により契約を解除した。

なお、当該工事は9月に再発注し、平成18年11月14日に完了した。

(企業局石川浄水管理事務所)

23 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 平成17年度末における医業未収金(個人負担分)は1,718,763,908円となっており、前年度末より7.1パーセント増加していた。

未収金の発生防止及び回収について一層の努力を要する。

- (2) 講じた改善措置の概要 マニュアルに基づく取り組みを徹底するとともに、院内各部門の連携を強化することにより、発生防止と早期回収に努めている。

また、一定の条件を満たす債務者に対しては、簡易迅速な裁判上の請求である「支払命令」を裁判所に申し立て、債務名義を取得して回収を強化している。

さらに、民間の債権回収業者の豊富な経験とノウハウ等を活用するため、平成19年2月1日に債権回収サービス業者と委託契約を締結し、委託による未収金回収に着手した。

(病院事業局県立病院課、各県立病院)

24 行政財産の使用料の徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 行政財産使用許可に係る建物使用料において1,785,600円の未収金があった。引き続き徴収に努力する必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 連帯保証人と会い確認したところ、高齢単身世帯の団地居住者で、年金生活者であり、使用料を支払える状況にない。

今後、債務者に引き続き督促をするとともに、未収金の回収に努めていきたい。

なお、6階食堂部分の空き施設については、食堂経営希望者との協議が整い、平成19年3月1日付けで施設使用を許可した。

(病院事業局北部病院)

25 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容 100万円以上の委託契約については、沖縄県財務規則に基づき予定価格調書の作成が必要であるが、作成されていないものがあつた。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

(病院事業局県立病院課)

26 予定価格調書が作成されていなかったもの

(1) 指摘の内容 100万円以上の委託契約については、沖縄県財務規則に基づき予定価格調書の作成が必要であるが、作成されていないものがあつた。

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、沖縄県財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。

(病院事業局八重山病院)

27 情報セキュリティ対策基準を策定すべきもの

(1) 指摘の内容 医事会計システムなど各種医療情報システムについては、病院管理局においてセキュリティ対策基準を策定することになっているが、未だ策定されていなかった。

(2) 講じた改善措置の概要 現在、厚生労働省策定の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(平成17年3月)」等を参考にしながら、医療情報システムに係る情報セキュリティポリシー策定に向けて取り組んでいるところである。

なお、各病院の医療情報システム運用状況については、実態を把握するための現状調査を実施した。また、平成19年度中に他府県の病院事業に係るセキュリティポリシー策定状況等の調査を行う予定である。

(病院事業局県立病院課)

(平成9年度監査結果報告分)

1 行政財産の適正管理に努力を要するもの

(1) 指摘の内容 農業試験場で、公簿地目上では畑やため池となっているが、現状では公衆用道路(4,486.7平方メートル)となっているものや用地の一部(47平方メートル)が道路拡張に伴い隣地に組み込まれているものがあり、適正な管理を講ずる必要がある。

(2) 講じた改善措置の概要 現状で公衆用道路となっているもののうち、15筆3,561平方メートルについては、平成18年11月に土木建築部へ所管換えを行なった。

また、公簿地目上ため池となっているものについては、現状がダム用地と道路になっており、現在進めている分筆作業終了後、土木建築部に所管換えを行う予定である。

なお、南風原町字新川上原227-4番地(47平方メートル)については、国道南風原バイパス計画があることから、道路計画の進捗に応じて関係機関と調整の上、所管換え等を行う予定である。

(企画部農業研究センター)

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成17年度監査結果報告分)

1 未収金の早期回収について

(1) 指摘の内容 久米島空港ターミナルビル株式会社では、テナント賃貸料等の未収金が5,382,868円と多額となっており、早期回収に努める必要がある。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 債務者に対し、平成19年2月督促状を送付した。今後も電話等による督促に努める。

(久米島空港ターミナルビル株式会社)

2 契約事務等に留意を要するもの

(1) 指摘の内容 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会では、保安警備業務、清掃業務及び建築設備総合業

務の契約に当たり、前年度の契約金額を参考に予定価格を設定している。予定価格は契約締結の基準となるものであり、積算根拠を明確にする必要がある。

(福祉保健部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 今後は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易等を考慮した積算実施に努めるとともに、見積書による予定価格設定を行う場合は、複数業者から徴し、予定価格の積算根拠とする。

(社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会)

3 県単融資制度資金の需要開拓について

- (1) 指摘の内容 沖縄県中小企業団体中央会では、県単融資制度資金（組織強化育成資金）の貸し付け事業の実施に当たり、平成17年度中の貸付実績は62,900千円で、融資枠600,000千円に対し、10.5パーセントと低調な状況となっている。事業効果が十分発揮できるよう資金需要の開拓に努める必要がある。

(観光商工部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 県単融資制度資金（組織強化育成資金）の貸付事業の実施において、中小企業組合を毎月定期的に訪問し説明等を行い、融資制度の普及活動と資金需要の開拓を行っていく。

(沖縄県中小企業団体中央会)

4 支払規程等の整備について

- (1) 指摘の内容 那覇商工会議所では、沖縄県小規模事業経営支援事業の実施に当たり、記帳指導員への謝金及び小規模企業振興委員への謝金を支給しているが、謝金の基準単価を定めた規程等が整備されてなく、支払の都度、決裁で決定されている。

謝金の支払基準を明確にするため、規程等を整備する必要がある。

(観光商工部所管)

- (2) 講じた改善措置の概要 謝金の支払基準等を定めた謝金規程の整備を、平成19年4月を目途に準備を進めているところであり、今後は同規程に基づき適正に執行する。

(那覇商工会議所)